

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 学校教育法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則 六三
- 福島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則 六三
- 福島県中小企業等協同組合法施行細則 六六
- 訓 令
- 守衛の服務に関する規程の一部を改正する訓令 六三
- 看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令 六四
- 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令 六四

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 八四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 八四
- 養鶏振興法によりふ化業者の登録をした件 八四
- 土地改良法により換地計画を定め た件 八四
- 道路の区域を変更する件二件 八三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 八四
- 一般競争入札を行う件三件 八三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 八四

規 則

学校教育法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則、福島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則及び福島県中小企業等協同組合法施行細則をここに公布する。
平成十九年十二月十八日

福島県規則第八十三号

学校教育法の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(福島県調理師法施行細則の一部改正)

福島県知事 佐藤 雄 平

第一条 福島県調理師法施行細則(昭和三十四年福島県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(福島県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第二条 福島県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年福島県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(福島県立総合衛生学院学則の一部改正)

第三条 福島県立総合衛生学院学則(平成二年福島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三号及び第四号中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

(人によさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

第四条 人によさしいまちづくり条例施行規則(平成七年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表5の項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

第五条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正

第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百四条第四項第二号」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(人事領域職員研修グループ)

福島県規則第八十四号

福島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則

福島県の執務時間を定める規則(平成元年福島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年一月一日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

福島県規則第八十五号

福島県中小企業等協同組合法施行細則

(趣旨)

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。)

の施行に関しては、中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）及

び中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号。内閣府、財務省、

以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。経済産業省、国土交通省

第二条 法第五十八条の四の規定により知事が定める基準は、中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年厚生労働省、農林水産省、告示第一号。以下「規程」という。）

金融庁、財務省、経済産業省、国土交通省

第十条に規定する基準とする。

（既発生未報告支払準備金）

第三条 省令第一百八条第一項第二号に規定する知事が定める金額は、規程第五条及び第六条に規定する金額とする。

（異常危険準備金の積立て及び取崩しに関する基準）

第四条 省令第一百九条第六項に規定する知事が定める基準は、規程第七条から第九条までに規定する基準とする。

（出資金、準備金等の計算に用いる率等）

第五条 省令第二百二十三条第一項第四号に規定する知事が定める率は、規程第十一条第一項に規定する率とする。

2 省令第二百二十三条第一項第五号に規定する知事が定める率は、規程第十一条第二項に規定する率とする。

3 省令第二百二十三条第一項第六号に規定する知事が定めるもの及びその額は、規程第十一条第三項に規定するもの及びその額とする。

（通常の予測を超える危険に対応する額）

第六条 省令第二百二十四条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として知事が定めるところにより計算した額は、規程第十二条の規定により計算した額とする。

2 省令第二百二十四条第一号に規定する知事が定めるところにより計算した額は、規程第十三条第一項の規定により計算した額とする。

3 省令第二百二十四条第二号に規定する知事が定めるところにより計算した額は、規程第十三条第二項の規定により計算した額とする。

4 省令第二百二十四条第三号イに規定する知事が定めるところにより計算した額は、規程第十三条第三項の規定により計算した額とする。

5 省令第二百二十四条第三号ロに規定する知事が定めるところにより計算した額は、規程第十三条第四項の規定により計算した額とする。

6 省令第二百二十四条第三号ハに規定する知事が定めるところにより計算した額は、規程第十三条第五項の規定により計算した額とする。

7 省令第二百二十四条第三号ニに規定する知事が定めるところにより計算した額は、規程第十三条第六項の規定により計算した額とする。

8 省令第二百二十四条第四号に規定する知事が定めるところにより計算した額は、規程第十三条第七項の規定により計算した額とする。

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第七条 省令第六十六条第二項及び第三項に規定する知事が定めるところにより計算した金額は、規程第十四条に規定する金額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（商工総務領域団体支援グループ）

訓 令

福島県訓令第二十四号

守衛の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月十八日

守衛の服務に関する規程の一部を改正する訓令

守衛の服務に関する規程（昭和三十一年福島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤 雄平

本庁

第五条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項の表中

午前八時	午後八時
午後四時	午後九時
午後六時	午後九時

時から午後四時五分まで	午後零時から午後零時四十五分まで
時三十分から時十五分まで	
時十五分から時十五分まで	

午前八時から午後五時まで	午前十一時三十分から午後零時三十分まで
午前八時三十分から午後五時三十分まで	午後零時から午後五時まで

を

時まで

午後一時三十分まで

午後九時から午後六時まで

午後一時から午後時まで

ま か

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年一月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の守衛の勤務に関する規程第五条第二項の規定により定められている平成二十年一月分の守衛の勤務時間は、当該守衛の属する勤務の班の区分に応じ当該班に係る改正後の守衛の勤務に関する規程第五条第一項の表に規定する勤務時間とする。

(人事領域人事グループ)

福島県訓令第二十五号

本 庁 機 関
出 先 機 関

看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

看護師等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

看護師等の勤務時間の特例に関する規程(昭和三十四年福島県訓令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「総合療育センター所長(以下「所長」という。)」を「所長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、総合療育センター所長(以下「所長」という。)は、子育て、介護又は通勤のための特別の事情その他の別に定める特別の事情を理由とする看護師等(センターの病棟以外の場所において勤務する看護師等に限る。以下この項において同じ。)からの勤務時間及び休憩時間の変更の申出があつた場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該看護師等の勤務時間を月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までと、及び当該勤務時間に係る休憩時間

を午後零時から午後零時四十五分までとすることができる。
別表第二の一の表中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に、「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年一月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

福島県訓令第二十六号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県職員勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県職員勤務規程の一部を改正する訓令

福島県職員勤務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改め、同条第二項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、所属長は、子育て、介護又は通勤のための特別の事情その他の別に定める特別の事情を理由とする職員からの勤務時間及び休憩時間の変更の申出があつた場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務時間を月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までと、及び当該勤務時間に係る休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとすることができる。

附 則

この訓令は、平成二十年一月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

告 示

福島県告示第八百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年十二月十八日から平成二十年四月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労政部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド郡山北店 郡山市八山田第二土地区画整理事業施行区域内三十九街区
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社東日本地所
代表者の氏名 代表取締役 武田 博志
住所 郡山市虎丸町十六番三号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヤマダ電機
代表者の氏名 代表取締役 山田 昇
住所 群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年八月五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千九百九十二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三百三十六台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 百十六台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 面積 二百六十一平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 容量 四十五立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (一) 開店時刻 午前十時
 - (二) 閉店時刻 午後十時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (一) 数 五か所
 - (二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後十時まで
- 七 届出年月日
平成十九年十二月四日

福島県告示第八百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十二月十八日から平成二十年一月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び田村市産業建設部産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日
福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドールガーデン船引 田村市船引町字川代七十八ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第八百四十四号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、平成十九年十二月六日次のとおりふ化業者の登録をした。

平成十九年十二月十八日
福島県知事 佐藤 雄平

登録番号	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
一九一三	有限会社産宝ファーム 石川郡玉川村大字小高字南綴八の四	有限会社産宝ファーム郡山工場 郡山市安積町牛庭字社場谷地三
一九一四	株式会社福島エンヤ 石川郡玉川村大字小高字南綴四の五	株式会社福島エンヤ玉川工場 石川郡玉川村大字小高字江平八〇八の一

（生産流通領域畜産振興グループ）

福島県告示第八百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、戸屋南地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十九日から

平成二十年一月十五日まで（二十八日間）

三 縦覧の場所

田村市都路行政局

（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第八百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道金谷川停車場石内線	福島市松川町関谷字大森一丁目一丁目から同市松川町関谷字下原六番四地先まで	六・五	八・五	一〇・〇	三四〇・〇
		一〇・〇	二二・五		

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第八百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成十九年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道山口渡利線	福島市渡利字長畑二六番一丁目一丁目から同市渡利字長畑九番一丁目一丁目先まで	五・〇	五・〇	一九・〇	一六二・〇
		一九・〇	二二・〇		

（道路領域道路企画グループ）

公 告

公告第六百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年十二月十日
- 二 名称
特定非営利活動法人ささえ愛ふらつと
- 三 代表者の氏名
室井 弥生
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達郡桑折町字北町九十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、住民誰もが自立し安心して心豊かに暮らすことのできる地域にするため、必要なサービス提供事業を行うとともに、誰もが参加しやすいボランティア活動の場を提供することにより、お互いがお互いを助け合う地域づくりを推進し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第六百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十日

二 名称

特定非営利活動法人共生かがみ

三 代表者の氏名

柳沼 安幸

四 主たる事務所の所在地

福島県岩瀬郡鏡石町旭町百六十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者及びその家族に対して、地域で安心して生き生きとした暮らしができるために必要な事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第六百九十三号

農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務(第〇七一九九五―〇〇二号)

委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

1 調達をする役務の件名及び数量 農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務(第〇七一九九五―〇〇二号) 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から平成二十年三月二十八日まで

4 履行場所 福島県旧農業試験場梁川支場(福島県伊達市梁川町字北本町地内)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札に参加することができる者は、次のいずれかに該当する者(二)又は(三)に該当する者(二)又は(三)に該当する者及び異なる者と共同で入札に参加する者(二)又は(三)に該当する者)であること。

(一) 2及び3に掲げる条件をすべて満たしている者であって単独で入札に参加するもの

(二) 2の資格要件を満たす者であって3の資格要件を満たす者(2の資格要件を満たさない者に限る。)と共同で入札に参加するもの(以下「無害化処理業務入札

参加者」という。)

(三) 3の資格要件を満たす者(2の資格要件を満たさない者に限る。)であって2の資格要件を満たす者と共同で入札に参加するもの(以下「収集運搬業務入札参加者」という。)

2 無害化処理業務を行う者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(一) 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(三) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者(以下「更生手続開始の申立てを受けた後」)に入札に参加することにより支障がないと認められる者であること。

(四) 次に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。

ア 産業廃棄物

汚泥、廃プラスチック類及び金属くず

イ 特別管理産業廃棄物

汚泥(水銀又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

(五) 契約期間内に、無害化処理後の残さの処理ができる者であること。

(六) この調達案件の仕様と同等程度の特別管理産業廃棄物処分業務の履行実績が複数回以上あり、かつ、この調達案件の仕様と合致した業務を確実に履行できると。

3 収集運搬業務を行う者の資格要件

2の(一)から(三)まで及び次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(一) 2の(四)に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする福島県知事の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。

(二) 2の(四)に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2の(三)から(六)まで及び二の3に掲げる事項(二の2の(一)及び(二)に掲げる事項を除く。)について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。

なお、平成十九年十二月二十八日(金)午後五時十五分までに当該申請を行わなかつたときは、当該資格が与えられないので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県農林水産部経営支援領域研究開発グループ

電話〇二四―五二一―七三三八

入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

1 配布期間 平成十九年十二月十八日(火)から同月二十七日(木)(土曜日、日曜日及び同月二十四日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

2 配布場所 三に掲げる場所に同じ。

3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙五十枚が入る程度の大きさで、二百四十百分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三に掲げるグループまで請求すること。

なお、平成十九年十二月二十六日(水)午後五時十五分まで必着とする。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十年一月十七日(木)午後一時

2 場所 福島県庁東分庁舎二階二〇二会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

3 その他 入札に当たっては、一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札書の作成方法 無害化処理業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書を作成すること。ただし、無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札書のみを作成すること。

2 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、無害化処理業務に係る入札金額

と収集運搬業務に係る入札金額との合算額(無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札金額と当該無害化処理業務入札参加者と共同で入札に参加する者の収集運搬業務に係る入札金額とを合算した額、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札金額と当該収集運搬業務入札参加者と共同で入札に参加する者の無害化処理業務に係る入札金額とを合算した額)の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 契約書作成の要否 要

5 その他 詳細は、入札説明書による。

(農林総務領域総務予算グループ)

公告第六百九十四号

農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務(第〇七―九九五―〇〇三号)委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

1 調達をする役務の件名及び数量 農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務(第〇七―九九五―〇〇三号) 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から平成二十年三月二十八日まで

4 履行場所 福島県田代郡三戸町大字船引町大字船引字新沼地内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札に参加することができる者は、次のいずれかに該当する者(二)又は(三)に該当する者にあつては、二以上の者と共同で入札に参加する者及び異なる者と共同で重ねて入札に参加する者を除く。)で、かつ、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(一) 2及び3に掲げる条件をすべて満たしている者であつて単独で入札に参加するもの

(二) 2の資格要件を満たす者であつて3の資格要件を満たす者(2の資格要件を満たさない者に限る。)と共同で入札に参加するもの(以下「無害化処理業務入札参加者」という。)

(三) 3の資格要件を満たす者(2の資格要件を満たさない者に限る。)であつて2の資格要件を満たす者と共同で入札に参加するもの(以下「収集運搬業務入札参加者」という。)

2 無害化処理業務を行う者の資格要件 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (一) 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- (二) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (三) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (四) 次に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。
- ア 産業廃棄物
- イ 汚泥、廃プラスチック類及び金属くず
- イ 特別管理産業廃棄物
- 汚泥(ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
- (五) 契約期間内に、無害化処理後の残さの処理ができる者であること。
- (六) この調達案件の仕様と同等程度の特別管理産業廃棄物処分業務の履行実績が複数回以上あり、かつ、この調達案件の仕様に合致した業務を確実に履行できると。
- 3 収集運搬業務を行う者の資格要件
- 2の(一)から(三)まで及び次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (一) 2の(四)に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする福島県知事の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。
- (二) 2の(四)に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2の(三)から(六)まで及び二の3に掲げる事項(二の2の(一)及び(二)に掲げる事項を除く。)について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。
- なお、平成十九年十二月二十八日(金)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられないので注意すること。
- 郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県農林水産部経営支援領域研究開発グループ
電話〇二四一五二一七三八一
- 四 入札説明書等の配布

- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- 1 配布期間 平成十九年十二月十八日(火)から同月二十七日(木)(土曜日、日曜日及び同月二十四日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 2 配布場所 三に掲げる場所に同じ。
- 3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙五十枚が入る程度の大きさで、二百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三に掲げるグループまで請求すること。
- なお、平成十九年十二月二十六日(水)午後五時十五分まで必着とする。
- 五 入札及び開札の日時及び場所
- 1 日時 平成二十年一月十七日(木)午後二時
- 2 場所 福島県庁東分庁舎二階二〇二会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)
- 3 その他 入札に当たっては、一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。
- 六 入札保証金及び契約保証金
- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 七 入札の無効
- 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 八 その他
- 1 入札書の作成方法 無害化処理業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書を作成すること。ただし、無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札書のみを作成すること。
- 2 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、無害化処理業務に係る入札金額と収集運搬業務に係る入札金額との合算額(無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札金額と当該無害化処理業務入札参加者と共同で入札に参加する者の収集運搬業務に係る入札金額とを合算した額、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札金額と当該収集運搬業務入札参加者と共同で入札に参加する者の無害化処理業務に係る入札金額とを合算した額)の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 4 契約書作成の要否 要
- 5 その他 詳細は、入札説明書による。

(農林総務領域総務予算グループ)

公告第六百九十五号

農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務(第〇七一九九五―〇〇〇四号)委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 調達をする役務の件名及び数量 農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務(第〇七一九九五―〇〇〇四号) 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の日から平成二十年三月二十八日まで
- 4 履行場所 福島県旧農業試験場本場(福島県郡山市富田町若宮前地内)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 入札に参加することができる者は、次のいずれかに該当する者(二)又は(三)に該当する者にあつては、二以上の者と共同で入札に参加する者及び異なる者と共同で重ねて入札に参加する者を除く。)で、かつ、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (一) 2及び3に掲げる条件をすべて満たしている者であつて単独で入札に参加するもの
 - (二) 2の資格要件を満たす者であつて3の資格要件を満たす者(2の資格要件を満たさない者に限る。)と共同で入札に参加するもの(以下「無害化処理業務入札参加者」という。)
 - (三) 3の資格要件を満たす者(2の資格要件を満たさない者に限る。)であつて2の資格要件を満たす者と共同で入札に参加するもの(以下「収集運搬業務入札参加者」という。)
- 2 無害化処理業務を行う者の資格要件
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (一) 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - (二) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (三) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは

は申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(四) 次に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。

ア 産業廃棄物

汚泥、廃プラスチック類及び金属くず

イ 特別管理産業廃棄物

汚泥(チオベンカルブを含むことにより有害なものに限る。)

(五) 契約期間内に、無害化処理後の残さの処理ができる者であること。

(六) この調達案件の仕様と同程度度の特別管理産業廃棄物処分業務の履行実績が複数回以上あり、かつ、この調達案件の仕様と合致した業務を確実に履行できると。

3 収集運搬業務を行う者の資格要件

- 2の(一)から(三)まで及び次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (一) 2の(四)に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする郡山市長の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。
- (二) 2の(四)に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2の(三)から(六)まで及び二の3に掲げる事項(二の2の(一)及び(二)に掲げる事項を除く。)について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。

なお、平成十九年十二月二十八日(金)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられないので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県農林水産部経営支援領域研究開発グループ

電話〇二四―五二一―七三八一

四 入札説明書等の配布

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- 1 配布期間 平成十九年十二月十八日(火)から同月二十七日(木)(土曜日、日曜日及び同月二十四日(月)を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 2 配布場所 三に掲げる場所に同じ。
- 3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙五十枚が入る程度の大きさで、二百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用

封筒を同封のうえ、三に掲げるグループまで請求すること。

なお、平成十九年十二月二十六日(水)午後五時十五分まで必着とする。

五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十年一月十七日(木)午後三時

2 場所 福島県庁東分庁舎二階二〇二会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

3 その他 入札に当たっては、一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札書の作成方法 無害化処理業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書を作成すること。ただし、無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札書のみを作成すること。

2 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、無害化処理業務に係る入札金額と収集運搬業務に係る入札金額との合算額(無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札金額と当該無害化処理業務入札参加者と共同で入札に参加する者の収集運搬業務に係る入札金額とを合算した額、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札金額と当該収集運搬業務入札参加者と共同で入札に参加する者の無害化処理業務に係る入札金額とを合算した額)の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 契約書作成の要否 要

5 その他 詳細は、入札説明書による。

(農林総務領域総務予算グループ)

公告第六百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成十九年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

千軒平溜池土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 赤塚 伯正

住所

いわき市四倉町名木字仲ノ内四二番地

(農林整備領域農村計画グループ)